



監督署の窓

労働条件通知について (労働基準法施行規則改正)

労働者を雇入れる際は、労働基準法第15条において、賃金、労働時間、休日などの労働条件を書面で通知しなければならないことになります。平成25年4月1日から、労働契約法等の一連の労働関係法の改正の一つとして、労働基準法施行規則の改正がなされ、書面で交付しなければならぬい事項が追加されました。これまでも、有期労働契約の終了時のトラブル防止として、厚生労働省

告示という形で期間の満了にかかる通知の基準を示してきました。有期労働契約を締結するにあたっては、
①契約更新の有無を明示すること
②契約を更新する場合があるとしたときは、更新する場合の判断基準を明示しなければならないこと

今回の規則改正は、この告示で示されていた更新の有無と更新する場合があるとしたときの判断基準を明示しなければならないことを、労働基準法での義務付けにしたものです。これまでも労働基準監督署では告示基準として有期労働契約の労働条件通知書にこれらの項目がない場合には、追加するように指導してきましたが、改正後は、罰則適用のあり得る法違反として勧告することになります。

している基本的な労働条件の確保という観点では労働条件通知が適正に行われているかどうかといふのは、日々の行政指導の中でも重視している項目です。労働基準法で義務付けられている労働条件通知については、正社員として入社し契約期間の定めがない場合は入社時だけのことですが、有期労働契約を更新する場合は、新たな契約を結ぶことになるので、更新のたびに労働条件通知の書面交付が必要となります。

リーマンショックの頃に、有期契約労働者や派遣労働者の非正規雇用労働者の雇止めの問題がクローズアップされました。有期雇用というのは、1年とか、半年とか期間を定めて雇用し、期間の満了により労働契約が終了するという形態です。期間を定めない場合には、合理的かつ論理的な理由が必要とする解雇の法理が適用され、労働者の解

[リンク先一覧をこの利用下さい](#)

本誌本文中に赤色の二重線でご案内している
情報は、当協会のホームページにてリンク先二
覧をご案内しています。
当協会ホームページトップの協会の実施事業
「情報提供」→機関誌該当号に掲載しています。

お問い合わせは、『Mei hoku』編集室
(☎ 052-961-3655) まで。

雇が難しくなることから、期間の満了により労働契約が終了する有期雇用の労働者が、雇用調整に困りました。

の改正が行われ、平成25年4月から施行されましたが（「雇止め法理」については平成24年8月から施行）

そこで、特にリーマンショック以降、有期労働契約の更新を繰り返す実態に対し雇止めの不安を解消するため、
①通算期間が5年を超える場合の無期労働契約への転換
②いわゆる「雇止め法」の法定化
③有期雇用というだけで不合理な労働条件を定めることの禁止

この施行に併せて、労働基準法施行規則第5条が改正され、労働条件通知を書面で行わなければならぬ事項に、契約期間の更新の有無等が追加されました。

書面による労働条件通知を行わないで、多くのトラブルが発生しています。適正な労働条件通知を行い、労使間のトラブル防止をお願いします。